

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第595号)

平成21年8月24日

横 情 審 答 申 第 595 号

平 成 21 年 8 月 24 日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 金 田 孝 之 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成21年3月24日戸土第3141号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「(1) 準用河川川上川占用許可について（昭和58年度戸土第205号）、(2) 準用河川川上川占用許可について（昭和60年度戸土第370号）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「(1) 準用河川川上川占用許可について(昭和58年度戸土第205号)、(2) 準用河川川上川占用許可について(昭和60年度戸土第370号)」を一部開示とした決定のうち、申請者の住所、氏名及び個人印の印影、使用者の氏名並びに施工業者の名称、所在地、代表取締役名及び電話番号を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「(1) 準用河川川上川占用許可について(昭和58年度戸土第205号)、(2) 準用河川川上川占用許可について(昭和60年度戸土第370号)」(以下「本件申立文書」という。)の開示請求に対し、横浜市長(以下「実施機関」という。)が平成20年12月16日付で行った一部開示決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。)第7条第2項第2号及び第3号に該当するため一部開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

本件申立文書に記載されている個人の氏名は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書に該当せず、非開示とした。

(2) 条例第7条第2項第3号の該当性について

本件申立文書に記録されている、施工業者の名称、所在地、代表者氏名及び電話番号を公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、本号アに該当し、本号ただし書に該当せず、非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人(以下「申立人」という。)が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消すとの決定を求める。
- (2) 私は、息子の土地（以下「本件土地A」という。）の管理人（代理人）である。
本件土地Aは平成元年と2年に分けて祖父より贈与してもらったものである。その本件土地Aの隣地（以下「本件土地B」という。）の所有者（会社又は私人。）が、隣接する準用河川の川上川に通路橋及び給水管を架設した。
- (3) 境界杭が見当たらなくなっていたが、通路橋の半分及び給水管が本件土地Aに入っているようだったので、そのことを本件土地Bの所有者に話しても、話を聞こうともせず、その部分まで自分の土地のように使っていた。平成18年に一帯の地籍調査が行われた結果、本件土地A及びBの境界杭は橋の中央に建植され、橋の半分及び給水管が本件土地Aにかかって架けられていることが明確になった。
- (4) それで問題を解決しようと、まず調査のために架橋するときの手續・書式について、戸塚土木事務所に教えてもらい、情報公開の請求をした。
- (5) 横浜市が開示してくれたものは肝心な申請者、その住所、不承諾者名などが黒く塗りつぶされていた。これでは相手との話し合いも、裁判所に訴えることもできない。
- (6) (3)の件を実施機関に相談したとき、職員は「申請書には地籍求積図が添付され、現地調査をするから、そのようなことは絶対がない。万一そのようなことがあれば、架け替えさせる。」と言っていた。本件処分により、申請書には地籍求積図が添付されておらず、橋の位置も私どもの言うとおりだったことが分かった。すると、個人情報なので公開できず、橋の架け替えも、行政指導はするが、強制することはできないと言いだした。本件の架橋については、隣地所有者より不承諾書が提出されていたにもかかわらず、横浜市は架設場所の確認及び調査を全然していない。架橋場所をはっきりさせようとするだけで、本件のような架橋を防げたはずだ。それだけに、怠慢のそしりをまぬがれない。

以上の理由からしても、誰がどのような手續をしていたかを知るためにも、情報の全部公開を求める。

5 審査会の判断

- (1) 本件申立文書について

河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）に定められた河川区域内の土地を占用しようとする者は法第24条（法第100条により市長が指定する準用河川に準用される場合を含む。以下同じ。）の規定により、また、河川区域内の土地

において工作物を新築等しようとする者は法第26条の規定によりそれぞれ河川管理者の許可を受けなければならないとされている。

本件申立文書は、準用河川川上川の河川区域内にある特定地における占用許可等を決定した伺文書であり、昭和58年度の通路橋に係る文書（以下「文書1」という。）と昭和60年度の給水管に係る文書（以下「文書2」という。）である。

文書1は、起案用紙、許可申請書、案内図、設計図及び不承諾書により構成され、文書2は、起案用紙、許可申請書、案内図、公図の写し、設計図、求積図及び詳細図により構成されている。

(2) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については開示しないことができると規定している。また、同号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、本号本文に規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 実施機関は、次の情報を本号に該当するとして非開示としている。

(ア) 文書1の許可申請書にある申請者の住所、氏名、電話番号及び個人印の印影並びに申請代理人である個人の氏名及び電話番号

(イ) 文書1の設計図にある申請者の氏名

(ウ) 文書1の不承諾書にある土地の表示、使用者の氏名並びに土地所有者の住所、氏名及び個人印の印影

(エ) 文書2の許可申請書にある申請者の住所、氏名、電話番号及び個人印の印影

(オ) 文書2の設計図にある申請者及びその他の個人の氏名

ウ 当審査会で平成21年7月8日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 申立人からは、申立人の子の土地に通路橋及び給水管が設置してあることについて占有者として許可を受けた者が誰であるか分からないため、開示請求があったが、条例に基づき占有者の個人名は非開示とした。

(イ) 土木事務所では、河川の占用許可について土地の不動産鑑定評価等の理由で市民からの問い合わせがあった場合には、照会された土地に許可があれば許可

番号のみ答えるようにしている。許可を受けた者の個人名については答えていない。

(ウ) 市民が閲覧できるものとしては、道路局河川部河川管理課が作成した横浜市河川図及び水路現況図があるが、そこには占有者等の個人の氏名等は記載されていない。

(イ) 占用許可の申請をする際に、該当土地の所有者ではない者が申請した場合は、該当土地の所有者の承諾書を申請書に添付して申請することがある。文書1の不承諾書については、当時どのような経緯で添付されたのかは不明であるが、表題は不承諾書であっても、文面では駐車場としての使用は認めるとのことなので、駐車場へ出入りするために通路橋を架設することについての承諾書として扱ったと推測される。

エ 当審査会は以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 実施機関が非開示とした申請者の住所、氏名、電話番号及び個人印の印影、申請代理人である個人の氏名及び電話番号並びに文書2の設計図にある申請者以外の個人の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されることから、本号本文に該当する。

(イ) 次に本号ただし書の該当性について検討する。

a 申請者の住所、氏名及び個人印の印影

法第12条では、河川管理者は、その管理する河川の台帳を調製し、これを保管しなければならない(第1項)、河川の台帳の閲覧を求められた場合においては、正当な理由がなければ、これを拒むことができない(第4項)とされており、また、河川の台帳は、河川現況台帳及び水利台帳の二つから成るとされている(第2項)。さらに、河川現況台帳の調書の具体的な記載内容については、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第5条第1項第12号で河川現況台帳の記載事項の一つとして「河川の使用の許可等の概要」が定められており、また、河川法施行規則(昭和40年建設省令第7号)第5条で定められた河川現況台帳の調書の様式には「許可を受けた者」という欄がある。

事情聴取における実施機関の説明によると、本件に係る河川現況台帳は調製されていないとのことであるため、当審査会において法に基づいて実際に調製され閲覧に供されている河川現況台帳の調書を確認したところ、「許可を受けた者」の欄には、許可を受けた者の氏名及び住所が記載されているこ

とが認められた。

河川の台帳は、閲覧を求められた場合においては、正当な理由がなければ、これを拒むことができないとされており、「許可を受けた者」の欄が設けられているのは、許可を受けた者が誰であることを明らかにする趣旨であるため、当該欄にはその者の氏名及び住所を記載することが求められていると解される。

このことから、占用許可等を受けた申請者の氏名及び住所は、法により定められた、一般に閲覧することができる河川の台帳により公にされている情報であるといえる。また、個人印の印影については、申請者の氏名と同一の情報を示すものであるから、氏名と同様に河川の台帳により公にされている情報と考えることが相当である。したがって、申請者の氏名、住所及び個人印の印影は法令等の規定により公にすることが予定されている情報であると解することが妥当であり、本号ただし書アに該当し、開示すべきである。

b その他の情報

申請者の電話番号、申請代理人である個人の氏名及び電話番号並びに文書2の設計図にある申請者以外の個人の氏名については、法令等の規定により慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている事情は認められないため、本号ただし書アに該当せず、また、本号ただし書イ及びウにも該当しない。

(ウ) 不承諾書について

当審査会で不承諾書を見分したところ、特定地番の土地を申請者が使用することについて土地所有者としての意見が記載されていることが認められた。

実施機関は、不承諾書に記載された土地の表示、使用者の氏名並びに土地所有者の住所、氏名及び個人印の印影を非開示としている。このうち、使用者の氏名並びに土地所有者の住所、氏名及び個人印の印影については、いずれも個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。また、土地の表示については、登記簿に記録されている情報等と照合することにより、土地所有者の住所及び氏名が容易に推測され、その結果、不承諾書において意思を表明した特定の個人を識別することができることとなる情報であることから、本号本文に該当する。

次に本号ただし書の該当性について検討すると、不承諾書が占用許可申請書に

添付された書類であるため、使用者の氏名は、申請者の氏名と同一となるものであり、申請者の氏名と同様に法令等の規定により公にすることが予定されている情報であるといえる。したがって、本号ただし書アに該当し、開示すべきである。また、本号本文に該当すると判断したその他の情報については本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(3) 条例第7条第2項第3号の該当性について

ア 条例第7条第2項第3号では、「法人その他の団体・・・に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

実施機関は、文書1の設計図にある施工業者の名称並びに文書2の許可申請書にある申請代理人としての施工業者の名称、所在地、代表取締役名及び電話番号並びに設計図にある施工業者の名称を公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、本号アに該当し、本号ただし書に該当せず、非開示としている。

イ しかし、実施機関の説明は一般論を述べているに過ぎず、それが開示されることによりどのような競争上の地位その他正当な利益を害することとなるのかについて具体的な説明がなされておらず、当審査会が判断するに十分な根拠を示したものとなっていないため、本号アに該当すると認める根拠を見出すことはできない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を一部開示とした決定のうち、申請者の住所、氏名及び個人印の印影並びに使用者の氏名を条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示とした決定並びに施工業者の名称、所在地、代表取締役名及び電話番号を条例第7条第2項第3号に該当するとして非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示とした決定は妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 池田陽子、委員 高見沢 実

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成21年3月24日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成21年4月9日 (第143回第一部会) 平成21年4月15日 (第146回第二部会) 平成21年4月17日 (第78回第三部会)	・諮問の報告
平成21年4月17日	・異議申立人から意見書を受理
平成21年5月13日 (第148回第二部会)	・審議
平成21年5月20日 (第149回第二部会)	・審議
平成21年6月10日 (第150回第二部会)	・審議
平成21年6月22日 (第151回第二部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成21年7月8日 (第152回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成21年7月15日 (第153回第二部会)	・審議